

## 新たな外国人材受入りに係る制度説明会

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（通称：改正入管法）が平成31年4月1日から施行されます。

施行に伴う新しい外国人材の受入りに関する制度等について、下記のとおり説明会を開催しますので、御案内いたします。

### 1 日時

平成31年3月22日（金）9時30分～12時00分（受付9時10分～）

### 2 会場

埼玉県庁第3庁舎 4階講堂（さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内）

※ 駐車場に限りがあるため、会場へは公共交通機関を御利用ください。

### 3 対象者

- (1) 新たな在留資格「特定技能」による受入れを希望される埼玉県内所在の企業・団体・個人の方

※対象となる産業分野(14分野)

- ①介護業 ②ビルクリーニング業 ③素形材産業 ④産業機械製造業  
⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設業 ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備業  
⑨航空業 ⑩宿泊業 ⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食料品製造業 ⑭外食業

- (2) 登録支援機関となることを希望される埼玉県内所在の企業・団体・個人の方

※登録支援機関

企業などの受入れ機関から委託を受けて、新たな在留資格を持つ外国人に対して職業生活・日常生活・社会生活上の支援を行う機関のこと。

※ 定員の関係上、参加者は各企業・団体から原則1名とさせていただきます。

### 4 説明会日程（予定）

- ・ 9時30分～10時30分 制度説明
- ・ 10時30分～11時30分 分野別個別説明※
- ・ 11時30分～12時00分 質疑応答

※ 分野別個別説明は各担当省庁が行う予定ですが、都合により担当者が出席できない場合がありますので御了承ください。

【裏面も御覧ください。】

## 5 申込み方法

・埼玉県のホームページより、電子申請にて申込み受付

県ホームページ【総合トップ＞しごと・産業＞雇用＞支援・補助】

([http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/201903gaikokuzinnzaisetu\\_mmeikai.html](http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/201903gaikokuzinnzaisetu_mmeikai.html))

※ 業種等により受付フォームが異なりますので、確認の上、申請をお願いします。

・受付期間 平成31年2月27日(水)～平成31年3月15日(金)

※ 定員(250名)に達し次第、受付を締め切ります。

定員に限りがあるため、申込み後、出席できなくなった場合は、お手数ですが下記問合せ先まで必ず御連絡ください。

### 【問合せ先】

埼玉県産業労働部雇用労働課

電話：048-830-4518

FAX：048-830-4851

【会場案内図】埼玉県庁第3庁舎 4階講堂 JR浦和駅より徒歩約10分  
(会場へは公共交通機関を御利用ください。)

